

# 模倣品対策の現状と課題

- ・ 海外における模倣品被害の実態
- ・ 我が国水際における模倣品被害の実態
- ・ 模倣品問題に対する当面の対応策

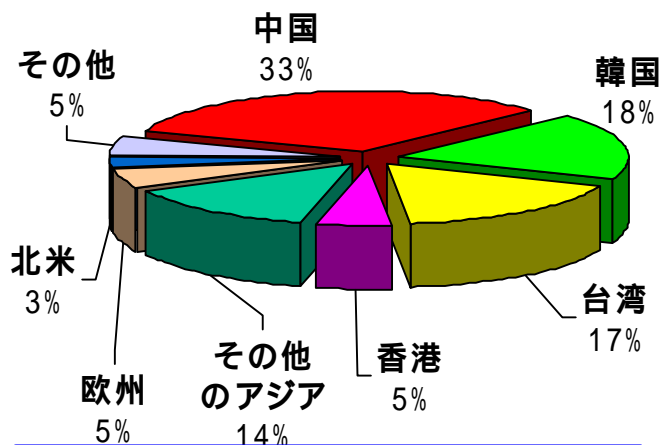
平成14年10月16日

経済産業省

# 海外における模倣品被害の実態（その1）

近年、アジア諸国を中心に、我が国製品の模倣品や海賊版が氾濫。知的財産権侵害による我が国企業の被害が拡大。このまま模倣品等の製造・流通を放置した場合、潜在的な市場の喪失、ブランド・イメージの低下等、我が国企業の活動に深刻な影響を与えかねない状況。海外における模倣品被害の年間被害総額10億円超の日本企業22社(2001年度特許庁調査)。

## 模倣品製造国

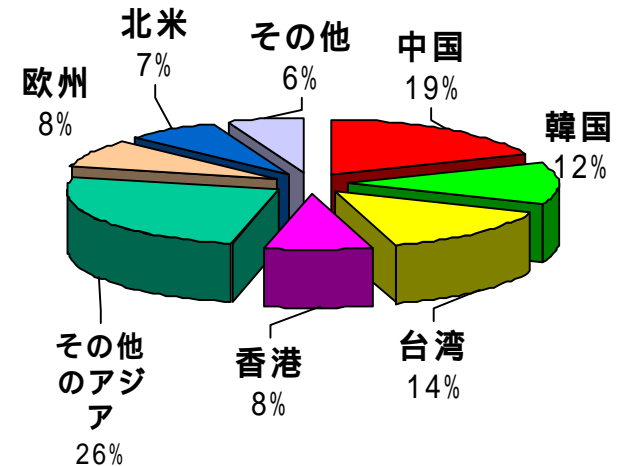


**中国・韓国・台湾で7割弱**

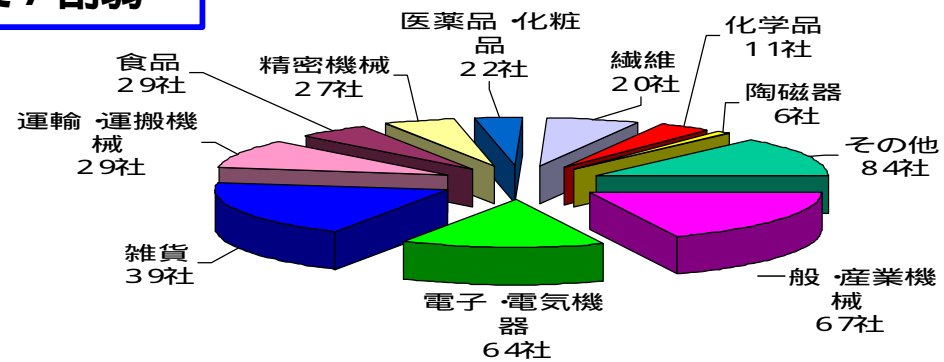
世界各国に流通地域が拡大



## 模倣品流通国



2001年度模倣被害調査報告書(特許庁)



**産業分野はあらゆる分野に**

## 海外における模倣品被害の実態（その2）

近年、被害の組織化・質的拡大が急速に進展。日本企業も交渉や訴訟等を展開中。特に中国については、知的財産保護制度はあるものの、地方においては実際の制度の施行（エンフォースメント）ができていないという問題が顕在化。

### < DVD関連特許模倣(中国) >

世界におけるDVDプレーヤー約4千万台生産のうち、中国は2千万台程度を生産。日米メーカー等のDVD特許を了解なく使用し生産しているDVDは約1000万台、うち米国への輸出も数百万台にのぼる模様。これらの中国企業群とのライセンス料不払い問題については、本年、特許利用料(4ドル/台 又は単価の4%)を支払う方向で合意。

また、DVD関連の特許については、日本企業だけで欧米等において二百数十件以上の特許を取得。他方、中国では7件のみで、特許取得に7年以上かかっており、特許審査遅延問題が顕在化。

### < キヤノン(株)インクカートリッジ(中国) >

ホンモノ



模倣品

侵害製品：インクカートリッジ  
模倣形態：商標権・特許権侵害  
被害企業：キヤノン(株)

既に、中国を中心に2002年1 - 6月期で43回の取締りを実施。模倣品により落ち込んでいた売り上げは個々の製品により20～70%上昇。

# 我が国水際における模倣品被害の実態

水際措置における模倣品の取締り実績は、商標権関連が2,727件と大半を占める(意匠権14件、特許権1件)。他方、アジア地域の製造業の質的向上から今後特許権等侵害品の輸入の増加が懸念されること。

## < 本田技研工業(株)オートバイ >

ホンモノ



模倣品



侵害製品: オートバイ Fusion  
模倣形態: 意匠権侵害  
被害企業: 本田技研工業(株)

日本で10年程前に販売されたオートバイが現在国内でリバイバルブーム中。中国からのコピー車が流入してきたため、税関に輸入差止情報提供を行い本年8月に計44台を差止。

## < 富士写真フィルム(株)レンズ付フィルム >

模倣品



ホンモノ

侵害製品: レンズ付きフィルム  
模倣形態: 特許権・実用新案権・意匠権侵害  
被害企業: 富士写真フィルム(株)

上記詰め替え品は、中国、韓国等で詰め替えられたものが国内に流入。国内での取締り対策により、詰め替え品の市場シェアは3~5%程度にまで低下。

## 模倣品問題に対する当面の対応策（１） 今後の侵害国に対する取締りの要請の強化

あらゆる機会を捉えて侵害国に対し要請を行うことが不可欠。

### **国際知的財産保護フォーラム（座長：森下 洋一 松下電器産業㈱会長）との連携**

WTOに向けた中国・台湾への制度改正要望の緊急提言（９月）、全体提言（１１月）  
対中国官民合同ミッション（１２月初：北京、広東省、浙江省）：松下電器産業㈱を筆頭に、本田技研工業㈱ 資生堂㈱ セイコー・エプソン㈱ マイクロソフト㈱等の代表取締役クラスを業界横断的に派遣。経済産業省としてもハイレベルの者が同行。  
「コンテンツ海外流通促進機構」との連携・協力（９月）

### **WTO / 各種二国間協議等における対応**

WTO / TRIPSの対中国レビューにおいて、欧米と共通の認識に立ち、法制度・執行上の問題点について指摘（９月）  
これまでも各種二国間協議等の場で制度・運用の改善を要請。今後も各種協議等で要請予定（１０月：石 広生 対外貿易経済合作部長、１２月：日中韓特許庁長官会合）。

### **現地大使館 日本貿易振興会（JETRO）等による現地での協力**

個別の知的財産侵害被害については、現地大使館、JETRO等により訴訟や相手国政府への要請などの面で組織的に支援中。

## 模倣品問題に対する当面の対応策（２） 知的財産権侵害品に対する国境措置の強化

### <国境措置の現状>

関税定率法において特許権等の知的財産侵害品は輸入禁制品として輸入を制限。権利者の関与できる知的財産権侵害品の水際措置は、外見から識別容易な著作権及び商標権関連侵害品については、権利者からの輸入差止申立制度があり、外見から識別が難しい特許権及び意匠権関連侵害品については、情報提供制度が用意されている。

### <問題点>

産業界等からの主な指摘は以下のとおり。  
特許権・意匠権の税関の差止効果が十分とは言えない。  
税関で侵害を認定した場合でも、商標権侵害品以外は積戻しされてしまっている。  
欧米の制度に比して、権利者自身が積極的に関与する法制度が確立されていない。

### <国境制度改正に向けた基本的考え方>

模倣品の流入を防止するためには「輸入差止の実効性の確保」及び「輸入者に対する抑止効果の強化」がポイント。

#### 1. 早急に具体化すべき事項

現行の輸入差止制度をより効果的とする運用等の改善  
権利侵害品の積戻し規制の強化

#### 2. 大綱の趣旨を踏まえ平成15年度末までに制度設計を検討すべき事項

特許権・意匠権に関する権利者自身の関与を高める制度の検討（侵害者に関する情報開示を含む。）